

指宿漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年1月24日
協定認定日 令和6年2月1日
(協定変更認定日 令和6年12月27日)

(目的)

第1条 本協定は、指宿漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	沖縄・奄美・十島海域	まち類、むつ類、きんめだい	瀬物一本釣漁業
(2)	奄美・沖縄海域	くろまぐろ、きはだ、めばち、びんなが、そでいか	一本釣（旗流し）漁業
(3)	南薩沖合海域	小型えび類	小型機船底びき網漁業
(4)	錦江湾海域	まだい、きだい、あおりいか、ひらめ	固定式刺網漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

くろまぐろ	資源管理基本方針別紙に定める目標
めばち	資源管理基本方針別紙に定める目標
きはだ	資源管理基本方針別紙に定める目標
びんなが	資源管理基本方針別紙に定める目標
まだい	資源管理基本方針別紙に定める目標
ひらめ	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
きだい	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
まち類	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
むつ類	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
あおりいか	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
そでいか	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
小型えび類	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性
きんめだい	鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	毎月5日以上を休漁する。
(2)	毎月5日以上を休漁とする。 ・資源管理基本方針及び鹿児島県の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、鹿児島県知事が行う助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）
(3)	南薩沖合海域（カコ南）において5月～12月の月5日間を休漁日とする。 4月は休漁期間とする。
(4)	毎月5日間休漁とする。

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、鹿児島県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	操業日誌, 水揚げ伝票, 漁協チェックシート
(2)	操業日誌, 水揚げ伝票, 漁協チェックシート
(3)	操業日誌, 水揚げ伝票, 漁協チェックシート
(4)	操業日誌, 水揚げ伝票, 漁協チェックシート

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況の実績等を鹿児島県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に鹿児島県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び鹿児島県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、鹿児島県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について鹿児島県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び鹿児島県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の変更及び廃止)

- 第10条 協定を変更または廃止する場合は、鹿児島県水産振興課に対し申請等必要な手続を行う。

(協定の有効期間)

- 第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月

31 日まで) とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 12 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき鹿児島県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

本協定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙のとおり

(以上)